

## 三郷町広報紙広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三郷町有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、町が作成する広報「さんごう」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報「さんごう」で町が指定した位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集方法)

第4条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙又は町ホームページ等により公募するものとする。

(掲載期間)

第5条 連続して掲載することができる期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載希望者がいない場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み方法)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告の掲載を希望する月の3ヶ月前の末日までに、掲載しようとする広告の原稿を添付して町長に申込みをしなければならない。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の翌日（その日が休日に当たるときは、この日以外の日に順次繰り下げた日）までとする。ただし、広告掲載希望者がいない場合は、この限りでない。

2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 広告掲載が決定した申込者は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を電子媒体により提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 申込者は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載を行わず、又は既に掲載している広告について、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告の内容、デザイン及び記載内容が、要綱第3条の規定に該当したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたとき。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、広報「さんごう」への広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

サイズ（1 枠）	縦 47mm×横 83mm
掲載枠	各号最大 4 枠
広告掲載料	（町内に事業所等を有するもの） 1 枠 10,000円 （町外に事業所等を有するもの） 1 枠 15,000円